山梨県立わかば支援学校 校 長 小 林 勝

新型コロナウイルス感染症への感染者の出席停止期間について(お知らせ)

新緑の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、感染が確認された児童生徒に対する出席停止期間は以下の通りになりますのでお知らせします。

○感染者の出席停止期間

発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

発症日	発症後						
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目~10日目	
			症状軽快	症状軽快後 1日目	症状軽快後 2日目		マスク着用の推奨
出席停止 ————————————————————————————————————						登校可能	

- ※症状の軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
- ※発症を0日 症状が軽快した日を0日として起算
- ※発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。
- 〇無症状の感染者に対する出席停止期間 検体を採取した日から5日を経過するまで

山梨県立わかば支援学校 担当

保健給食主任 市川 いつか 電 話 055-285-1750